

# 持分法適用関連会社の時価発行増資の 会計処理に関する一考察

吉野 真治

## 要 旨

本稿は、持分法適用関連会社が時価発行増資を行った場合に生じる投資会社の持分変動差額の会計処理を分析する。持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額については、2012年に公表された国際会計基準の公開草案では資本として処理することが提案されており、このような会計処理は、原則として損益として処理することを要請する日本基準の規定と異なっている。本稿では、資本と利益の区分の観点からは、持分法適用関連会社のその他の株主との直接的な取引を資本取引とみなすことはできないため、持分変動差額を損益として処理すべきであり、また、時価発行増資の前後において、投資会社の持分法適用関連会社への投資が継続していることから、持分変動差額を将来の投資の清算時点まで繰り延べる必要があることを示している。

## 1. はじめに—問題の所在

わが国では、2013年9月に企業会計基準委員会から企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正基準（以下、「改正連結基準」とする。）が公表され、2014年2月に日本公認会計士協会によって会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」の改正（以下、「持分法実務指針」とする。）が行われている。改正連結基準では、連結子会社の時価発行増資が行われ、親会社と子会社の支配が継続している場合には、親会社の持分変動差額を資本剰余金として処理することとされているが（30項）、持分法実務指針では、従来と同様に、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた投資会社の持分変動差額を損益として処理することとされている（18項）<sup>(1)</sup>。

これに対して、2012年3月に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）から公表された公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分（IAS

<sup>(1)</sup> なお、米国基準では、持分法実務指針と同様に、持分法適用会社の株式発行によって生じた投資企業の利得または損失を稼得利益として認識することとされている（Accounting Standards Codification 323-10-40-1）。

第 28 号の修正案)」(以下、「公開草案」とする。)では、投資会社が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又はその他の包括利益 (Other comprehensive income: OCI) に認識されておらず、受け取った分配ではないもの (その他の純資産変動) に対する持分を、投資会社の資本に認識することが提案されていた (10 項)。また、公開草案は、このようにして認識された資本の累計額について、投資会社が持分法の使用を中止する場合には、残余持分を公正価値で測定したうえで、純損益に振り替えることを提案していた (22 項)。

公開草案の規定に基づく、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた投資会社の持分変動差額については、持分法実務指針の規定とは異なり、投資会社の資本剰余金として計上され、その後、関連会社株式の売却を行うこと等によって持分法の適用を中止する場合に資本剰余金の累積額を純損益に振り替えることとなる。これは、純資産項目間で純損益を経由した利益剰余金への振替が行われるという点で、リサイクリングと類似しているが、その他の包括利益ではなく、資本剰余金からの振替が行われるという点で、現在の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) の規定にはない異質な会計処理であるといえる。しかしながら、公開草案は、実務の不統一を解決するための短期的な解決策として最も合理的かつ迅速なアプローチとしてこのような会計処理を提案しているものの (BC8)、その根拠や IFRS の諸規定との整合性に関する考え方を明らかにしていない。欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG) およびその他の回答者は、このような公開草案の提案に対して、持分法に関する明確な概念的な基礎が欠如しており、その他の規定と矛盾する可能性があることを指摘している (EFRAG 2014, p. 4)。そして、IASB は、2014 年 5 月に規定数を満たす賛成が得られなかったことを理由として、最終基準を公表しないことを決定している。

このように、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた投資会社の持分変動差額の取扱いについては、国際会計基準における取扱いが不明確なままの状態となっており、今後の議論の土台となりうる考え方が必要とされている。しかしながら、連結子会社が時価発行増資等を行った場合に生じる親会社の持分変動差額の会計処理については、連結会計における研究領域の一つとして多くの学術研究が蓄積されてきているものの<sup>(2)</sup>、持分法適用関連会社が時価発行増資を行った場合に生じる投資会社の持分変動差額の会計処理については、これを研究主題として分析を行っている先行研究はほとんど見受けられない。

したがって、このような環境の下では、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じる持分変動差額の性質や会計処理について、財務会計の基礎概念に照らした分析を行い、このような基礎概念と整合する会計処理を導き出すことに一定の意義を見いだせるものと思われる<sup>(3)</sup>。

<sup>(2)</sup> 醍醐 (1995 pp. 41-62)、黒川 (1998 pp. 200-207)、大雄 (2009 pp. 137-158) などを参照。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、持分法適用関連会社が時価発行増資を行った場合に生じる投資会社の持分変動差額の会計処理について、資本と利益の区分、投資の継続・非継続といった財務会計の基礎概念に照らした分析を行う<sup>(4)</sup>。

## 2. 持分変動差額の構成要素

本節では、持分法適用関連会社が時価発行増資を行い、発行株式のすべてを当該関連会社のその他の株主 (other owners of the associate) が引き受けた場合を例にして、投資会社の持分変動差額の構成要素を示す。議論の単純化のために、以下では、持分法適用関連会社の資産および負債の帳簿価額と時価は一致しており、また、持分法適用関連会社への投資額とこれに対応する資本の金額は一致していることを前提とする。

まず、投資会社の増資前持分比率を  $k_0$  ( $0.2 < k < 0.5$ )、増資後持分比率を  $k_1$  とし、持分法適用関連会社の増資前株主資本を  $E_0$ 、増資後株主資本を  $E_1$  とする。このとき、投資会社の増資前持分額  $B_0$  は、

$$B_0 = k_0 E_0$$

となる。

また、投資会社の増資後持分額  $B_1$  は、

$$B_1 = k_1 E_1$$

となる。

持分法は、投資先企業の資本の変動に応じて投資の額を修正する方法であるため、増資後の投資額は、連結上の簿価  $B_1$  に一致させることが持分法適用上の制約条件となる。

したがって、当該時価発行増資による投資会社の持分変動額は、

$$\begin{aligned} B_1 - B_0 &= k_1 E_1 - k_0 E_0 \\ &= k_1 (E_1 - E_0) + E_0 (k_1 - k_0) \end{aligned} \quad (1)$$

となる。

<sup>(3)</sup> 持分法会計は、このような会計理論上の重要性のみならず、実務上の重要性も指摘しうる。例えば、ソフトバンク株式会社は、同社の持分法適用関連会社である Alibaba Group Holding Limited が 2014 年 9 月にニューヨーク証券取引所に上場したことに関連して、599,141 百万円の持分変動利益を計上しているが、これは、同社の第 2 四半期までの累計純利益 608,441 百万円の 98.47% となっている。

<sup>(4)</sup> 以下では、投資先企業の時価発行増資の前後において、投資先企業が関連会社に該当することを前提に検討を行う。

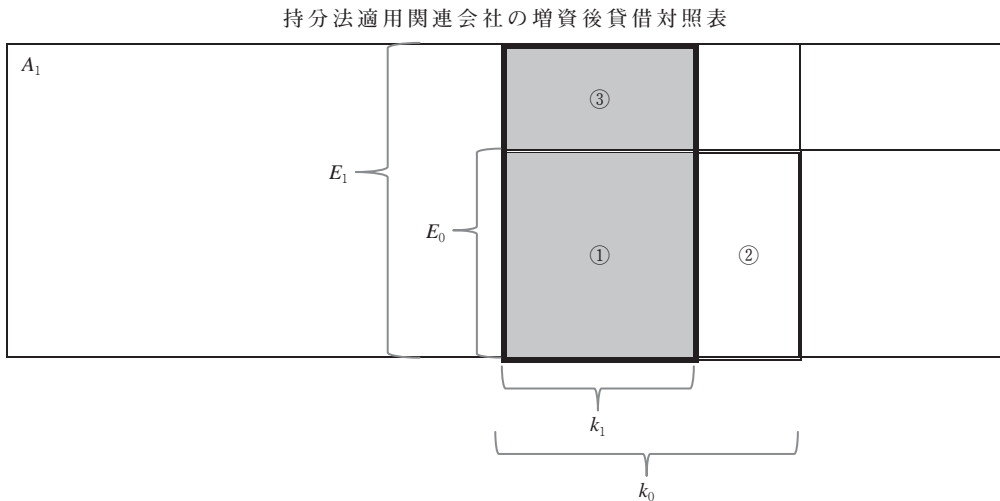
投資会社の持分変動差額は、投資会社の持分変動額と投資額の差額として認識されることになるが、本稿では、持分法適用関連会社のその他の株主が発行株式のすべてを引き受けることを前提としているため、投資会社の投資額は0となる。そのため、投資会社の持分変動額  $(B_1 - B_0)$  が持分変動差額として認識されることになる。

ここで、(1)式に着目すると、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた投資会社の持分変動額は、右辺第1項の  $k_1(E_1 - E_0)$  と第2項の  $E_0(k_1 - k_0)$  という2つの構成要素に分解することができる。

まず、 $k_1(E_1 - E_0)$  は、持分法適用関連会社に対するその他の株主による払込が行われることで、持分法適用関連会社の資本が増加し、これによって投資会社の持分が増加することを示している。これは、時価発行増資が行われることによって持分法適用関連会社の資本は必ず増加する  $(E_1 > E_0)$  ことから、 $k_1(E_1 - E_0)$  は正の値になる。したがって、投資会社による増資株式の引受の有無に関わらず、投資会社の持分の増加をもたらすことになり、投資会社からみると、受贈益としての性質を有していると考えられることができる。

次に、 $E_0(k_1 - k_0)$  は、持分法適用関連会社の時価発行増資によって投資会社の持分比率が変動し、これによって投資会社の持分が増減することを示している。投資会社による増資株式の引受がなかった場合を前提とすると、投資会社の持分比率は下落する  $(k_1 < k_0)$  ことになり、 $E_0(k_1 - k_0)$  は負の値になる一方で、持分法適用関連会社のその他の株主は  $E_0(k_0 - k_1)$  の持分を取得する。そのため、 $E_0(k_1 - k_0)$  は、投資会社の持分の一部が持分法適用関連会社のその他の株主に移転した部分、すなわち持分法適用関連会社の株主間の富の移転部分と考え

図表1 持分法適用関連会社の時価発行増資による投資会社の持分変動額



投資会社の増資前持分額：① + ②  
 投資会社の増資後持分額：① + ③  
 投資会社の持分変動額：③ - ②

ることができる<sup>(5)</sup>。

このように、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額は、持分法適用関連会社の資本の増加による影響と持分法適用関連会社の株主間の富の移転による影響の2つの要素から構成されている。そして、このような2つの構成要素の大小関係によって、投資会社の持分が増加または減少することになり、これを資本として処理するのか、損益として処理するのが問題となる。

持分法実務指針では、時価発行増資による投資会社の持分比率の変動に着目して、追加取得または一部売却に準じて処理することが求められているが（18項）、いずれの場合であっても、持分変動差額が投資会社のいずれかの会計期間における損益に反映される<sup>(6)</sup>。これに対して、公開草案では、持分変動差額を資本として処理することとされており（10項）、この場合には、前述の資本から損益への振替を行うという特殊な会計処理を行う場合を除き、持分変動差額の利益算入の機会が永久に失われることになる。そのため、このような持分変動差額の取扱いについては、「資本と利益の区分という企業会計の根幹をなす資本会計の問題」（斎藤 2013, p. 317）に関連することになる。

そこで、次節では、このような持分変動差額の資本処理と損益処理を巡る問題について、資本と利益の区分の観点からの検討を行う。

### 3. 資本と利益の区分

本節では、最初に資本と利益の区分が要請される根拠を示し、次に、連結子会社の時価発行増資がこのような資本と利益の区分に与える影響を分析する。最後に、このような資本と利益の区分の観点から、本稿における分析対象である持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額を資本として処理すべきか、損益として処理すべきかを明らかにする。

---

<sup>(5)</sup> 2013年に公表されているIASBのディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」では、富の移転（wealth transfer）という用語を持分変動計算書における異なるクラスの間での再配分を記述するために使用されているが（5.20項）、持分法適用関連会社のその他の株主の持分額は、投資会社の連結財務諸表において計上されていない。本稿における株主間の富の移転は、オフバランスの株主持分の移転を含む概念として用いている。

<sup>(6)</sup> ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、持分変動損益を利益剰余金に直接加減することができることとされている。なお、連結子会社の時価発行増資等によって生じた持分変動差額を利益剰余金へ直入する会計処理について、中村・小宮山（1998）は、親会社説という基本的な立場では損益処理になることを示した上で、実務との妥協としての例外処理であると説明している（pp. 77-78）。

### 3.1 資本取引と損益取引の区別の必要性

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」において、資本取引とは、所有者としての立場での所有者との取引とされている（23 項）。日本基準では、資本取引の定義が明示されていないが、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における包括利益および純利益の定義からは、報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引を資本取引と解釈しているものと考えられる（第 3 章 8 項、9 項）。このように、IFRS と日本基準のいずれにおいても、報告主体の所有者との直接的な取引を資本取引としており、その影響額については、期間損益計算の対象から除外することが求められている。

資本取引と損益取引の区別が要請される理由として、先行研究では、企業の一会計期間における利益を適正に計算することが挙げられている（飯野 1993, p. 2-23, 加古 2006, pp. 16-17）。例えば、増資や配当といった企業の所有者との直接的な取引を期間損益計算の対象に含めると、業績が過大または過小に表示されることになる。そこで、一会計期間の業績を適切に開示するためには、このような資本取引による影響を期間損益計算の対象から除外することが要請される。

また、このような資本と利益の区分は、資本維持の概念<sup>(7)</sup>とも関連するとされ、企業の事業活動を継続するための資本の額を計算するためには、資本と利益を明確に区分しなければならないと指摘されている（飯野 1993, p. 2-23, 加古, 2006, p. 17）。ただし、このような資本維持の観点からの資本と利益の区分の要請は、前述の企業の業績開示の観点からの資本と利益の区分の要請と表裏の関係にある。川村（2004）が「企業会計の利益計算は、資本利益計算や投資回収計算などと呼ばれるように、資本の回収余剰としての利益を計算することに特徴があるから、ストックとしての資本を画定することが利益計算の大前提となっている」（p. 142）と指摘しているように、維持すべき資本を規定することは、そのような資本の超過回収額をもって利益とする見方につながる<sup>(8)</sup>。そして、このような資本利益計算の観点に基づくと、資本取引による影響は、維持すべき資本の修正とみることができる。

以上の資本利益計算の考え方を文字式で示すと、以下のようになる。

まず、企業の期首資本を  $E_0$ 、期末資本を  $E_1$  とし、期中の増資による払込額を  $\Delta E$  とする。このとき、前述の資本利益計算の観点からは、資本取引による影響  $\Delta E$  を維持すべき資本の

(7) 本稿では、維持すべき資本の概念として名目貨幣資本を前提とし、価格変動の影響については考慮しない。価格変動の影響が資本と利益に与える影響については、辻山（2011 pp. 53-59）を参照。

(8) IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」においても、「資本維持の概念は、利益が測定される評価の基準」となり、「資本を維持するために必要な金額を超える資産の流入額のみが利益とみなされ、資本に対する報酬とみなされる」とされており（4.60）、このような資本利益計算の考え方が採用されているといえる。

修正として取り扱われることになるため、修正後の維持すべき資本  $E'_0$  は、

$$E'_0 = \Delta E + E_0$$

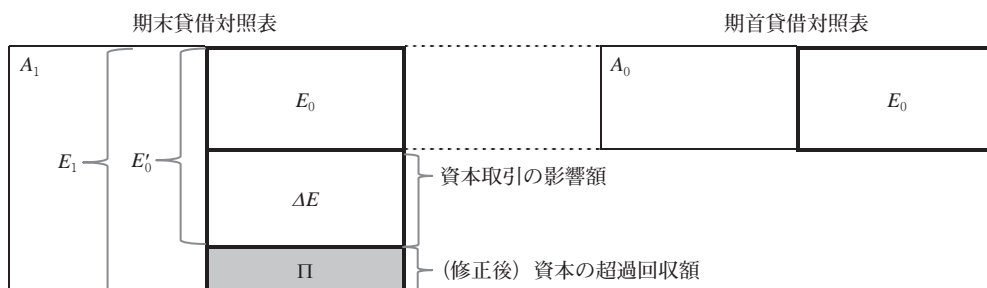
となる。そして、このようにして修正された期首資本の超過回収額  $\Pi$  は、

$$\begin{aligned} \Pi &= E_1 - E'_0 \\ &= E_1 - E_0 - \Delta E \end{aligned}$$

となる。

このように、資本取引による影響  $\Delta E$  を維持すべき資本の修正項目として取扱うことによって、修正後の維持すべき資本  $E'_0$  の超過回収額としての利益を計算することが可能になる。

図表 2 資本と利益の関係



### 3.2 非支配株主の位置づけと連結上の資本利益計算

今度は、連結財務諸表における資本と利益の区分および非支配株主との直接的な取引が資本利益計算に与える影響を検討してみよう。資本と利益の区分の観点から、連結会計の学術研究において古くから議論されてきた論点の一つが、連結子会社の非支配株主の位置づけである<sup>(9)</sup>。

経済的単一体説に基づき、親会社と子会社を支配従属関係に基づいて単一のエンティティーとみなし、親会社の株主のみならず、非支配株主を企業集団の所有者と位置づける場合には、非支配株主持分は株主資本に含まれることになる。このような考え方に基づくと、連結子会社の非支配株主との直接的な取引は、連結上の資本取引とみなされることになる。これに対して、親会社説に基づき、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけ、非支配株主を企業集団の外部者とみなす場合には、非支配株主持分は株主資本に含まれな

<sup>(9)</sup> 本稿では、いわゆる連結基礎概念の優劣についての検討は行わない。なお、企業集団の概念および非支配株主の位置づけに関する議論については、Moonitz (1951)、Baxter and Spinney (1975)、高須 (1995) などを参照。

い。この場合には、連結子会社の非支配株主との直接的な取引は、連結上の損益取引に該当することになる。

現在の制度会計では、IFRS と日本基準のいずれにおいても、非支配株主との取引によって生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金に計上することとされており（IFRS 第 10 号 B96 項、改正連結基準 30 項）、非支配株主を企業集団の所有者と位置づけていると解釈できる<sup>(10)</sup>。親会社の株主と連結子会社の非支配株主とは、それぞれの資本に対する請求権の内容が異なっているが、いずれも企業集団の資本に対する請求権を有している。このような観点からは、連結子会社の非支配株主は、企業集団の（子会社の資本に対する請求権のみを有する）種類株式を保有しているとみることができる。

それでは、このような連結子会社の非支配株主を企業集団の所有者と捉える見解は、前述の資本利益計算の体系と整合しているであろうか。以下では、連結子会社の時価発行増資によって生じた親会社の持分変動差額を資本として処理する場合を例にして、連結上の資本と利益の区分に与える影響を検討する。

まず、期首連結対照表における親会社株主持分を  $E_0^p$ 、非支配株主持分を  $E_0^n$  とすると、親会社と子会社から構成される企業集団の期首資本  $E_0$  は、

$$E_0 = E_0^p + E_0^n$$

となる。そして、連結子会社の時価発行増資により、非支配株主が  $I$  の払込を行い、非支配株主の持分が  $\Delta E^n$  変動した場合、持分変動差額  $D$  は、

$$D = I - \Delta E^n \quad (2)$$

となる。ここで、(2)式を変形すると、

$$I = D + \Delta E^n$$

となる。

前述のように、非支配株主を企業集団の所有者と位置づける見解のもとでは、非支配株主との直接的な取引は連結上の資本取引に該当することになるが、連結子会社の時価発行増資による非支配株主持分の増加額  $\Delta E^n$  と親会社の持分変動差額  $D$  の合計は、非支配株主による払込額  $I$  と一致する。そのため、資本利益計算の観点からは、資本取引によって生じた持分変動差額  $D$  と非支配株主持分の増加額  $\Delta E^n$  を、期間損益計算から除外し、維持すべき資本の修正として取り扱われることになる。すなわち、資本利益計算のベースとなる維持すべ

<sup>(10)</sup> ただし、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」では、連結貸借対照表の表示にあたっては、非支配株主持分を株主資本以外の項目として表示することとされており（7 項）、日本基準では、非支配株主を企業集団の外部者と位置づけていると解釈することもできる。



き資本  $E'_0$  については、

$$E'_0 = (E_0^p + E_0^n) + (\Delta E^n + D)$$

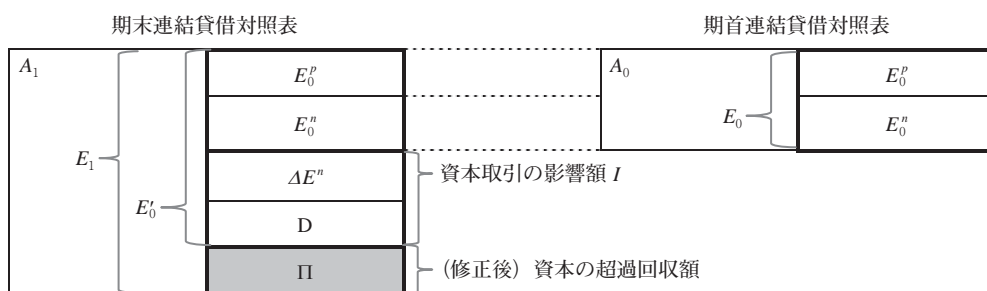
となる。

そして、企業集団の期末資本を  $E_1$  とすると、修正された資本  $E'_0$  の超過回収額は、

$$\begin{aligned} \Pi &= E_1 - E'_0 \\ &= E_1 - \{(E_0^p + E_0^n) + (\Delta E^n + D)\} \end{aligned}$$

となる。

図表3 連結子会社の時価発行増資が行われた場合の資本と利益の関係



このように、現在の制度会計において採用されている非支配株主を企業集団の所有者として位置づけ、連結子会社の時価発行増資によって生じた親会社の持分変動差額を資本として処理する見解は、所有者持分の超過回収額をもって利益とする見解、すなわち資本利益計算の体系と整合していると解釈することができる。

### 3.3 持分法適用関連会社のその他の株主の位置づけと資本利益計算

ここまで確認してきたように、企業会計における利益は、企業または企業集団の所有者持分の超過回収額として計算されており、報告主体の所有者との直接的な取引による影響は、資本の修正項目として処理されることになる。このような資本利益計算の観点から、持分法適用関連会社が時価発行増資を行った場合に生じる投資会社の持分変動差額の取扱いを検討するときに問題となるのは、持分法適用関連会社のその他の株主の位置づけである。

現在の制度会計では、IFRS と日本基準のいずれにおいても、企業集団は親会社と子会社から構成される (IFRS10 号付録 A、改正連結基準 1 項)。そこでの企業集団の範囲を決定する概念は、支配であり、支配が及ぶ範囲がエンティティーの内側、及ばないのが外側とされている (川本 2011, p. 167)。このような支配従属関係に着目した企業集団の概念に基づ

くと、投資会社との間に支配従属関係が存在しない関連会社は、企業集団の構成要素には含まれないことになる。そのため、持分法適用関連会社のその他の株主は、企業集団の所有者に該当する余地はなく、持分法適用関連会社の時価発行増資が行われ、持分法適用関連会社のその他の株主によって発行株式の引受が行われた場合には、資本取引に該当しないことになる<sup>(11)</sup>。

このような持分法適用関連会社のその他の株主の位置づけに関する一般的な見解に対して、2014年に韓国会計基準委員会（Korea Accounting Standards Board: KASB）から公表されているリサーチレポート第35号「持分法」では、関連会社のその他の株主を企業集団の所有者に含める見解が示されている。

リサーチレポート第35号「持分法」では、持分法が一行連結なのか、測定基準なのかといった持分法に関する基礎概念の曖昧さ（vagueness）を指摘し、このような問題に取り組むために「持分により会計処理されるグループ（equity-accounted group）」という概念が示されている（1項）。持分により会計処理されるグループは、投資会社とその関連会社から構成される単一の経済主体（economic entity）であるとされ（68項）、その範囲をどのように決定するかについては、3つの代替案（Alternative）があるとされている（69項）。

このうち、代替案1（Alternative 1）においては、関連会社を持分により会計処理されるグループに含め、経済主体の概念を、子会社だけではなく、関連会社にも拡張することになる<sup>(12)</sup>（73項）。このような拡張された企業集団の概念に基づくと、持分法適用関連会社のその他の投資者は、連結子会社の非支配株主と同様に、企業集団の持分保有者と位置づけることになる（105項）。そのため、代替案1のもとでは、持分法適用関連会社の時価発行増資が行われ、持分法適用関連会社のその他の株主によって発行株式の引受が行われた場合には、これを企業集団の所有者との直接的な取引とみなすことになる<sup>(13)</sup>。

子会社と同様に関連会社を企業集団に含める考え方は、子会社の判定基準と関連づけてみ

<sup>(11)</sup> EFRAG（2014）では、関連会社は企業集団の一部ではないため、その他の純資産の変動は、損益またはその他の包括利益のいずれかにおいて認識されるべきであり、資本で会計処理されるべきではないと指摘されている（69項）。この点については、公開草案も、投資先は連結グループの一員ではないことから、投資先のその他の純資産の変動は、IAS第1号において資本の中で表示される「所有者の取引」からは除外されていることを認めている（BC8）。

<sup>(12)</sup> なお、代替案2（Alternative 2）は、関連会社の投資会社持分のみを持分により会計処理されるグループに含める考え方であり、関連会社の資産および負債の投資された金額の一部のみが投資会社によって所有されると仮定される。また、代替案3（Alternative 3）は、関連会社を持分により会計処理されるグループに含めない考え方であり、投資会社は関連会社の資産および負債を所有していないと仮定される。

<sup>(13)</sup> KASB（2014）では、公開草案で提案されていた持分変動差額の資本処理は、この代替案1と整合すると指摘されている（114項）。

ると理解しやすいかもしれない。例えば、投資会社が投資先企業の議決権比率の過半数を所有していないが、投資先企業の取締役の構成員のほとんどが投資会社の役員または使用人である場合を想定してみよう。このとき、持株基準に基づいて子会社の範囲を決定する場合には、投資先企業は関連会社に分類されるが、投資会社は、投資先企業の意思決定機関を実質的に支配しているとみることができる。当該関連会社については、形式的には子会社に該当しないが、実質的には支配従属関係に基づく企業集団の範囲に含まれていると考えることもできる<sup>(14)</sup>。

また、中島（1986）が指摘しているように、子会社の判定において支配力基準の採用を前提とすると、子会社と関連会社とを区別する境界がますます玉虫色となる可能性があり、子会社投資と関連会社投資はその目的において基本的な差異はないとみることができる（p. 8）。このような観点からは、関連会社を企業集団の構成要素と捉えることや、関連会社のその他の株主を非支配株主と同様に、企業集団の持分保有者と解釈する見解を排除することはできないかもしれない<sup>(15)</sup>。

しかし、資本利益計算の構造を前提とすると、持分法適用関連会社のその他の株主を企業集団の所有者に含めるこのような考え方は、持分法という会計処理方法と本質的に矛盾することになる。

前述のように企業会計上の利益は、企業集団の所有者の範囲を決定したうえで、そのような所有者持分の超過回収額として計算されている。このような資本利益計算を行うためには、企業集団の所有者持分を資本として確定し、また、その後の所有者持分の変動額を追跡していく必要がある。ここで、持分法は、被投資会社の純資産および損益のうち、投資会社に帰属する部分の変動に着目して、その投資の額を修正していく方法であり（企業会計基準第16号4項、IAS第28号3項）、そこには、持分法適用関連会社のその他の株主の持分変動を計算する視点が組み込まれていない。そのため、持分法適用関連会社を企業集団の範囲に含め、持分法適用関連会社のその他の株主を企業集団の所有者と位置づけた場合であっても、持分法によって会計処理することを前提とすると、持分法適用関連会社のその他の株主の持分を企業集団の資本に含めることはできないし、当該持分変動額を企業集団の利益に含めることもできない。仮に、持分法適用関連会社のその他の株主の持分とその変動額を連結上の資本と利益に反映させるのであれば、持分法ではなく全部連結によって会計処理されなければならない。このように、持分法適用関連会社のその他の株主を企業集団の所有者と解

<sup>(14)</sup> 古川（1978）は、「連結財務諸表が企業集団としての財務情報を提供するという本来の目的からすれば、持分法の適用されない連結財務諸表の利用価値はかなり低くならざるを得ない」と指摘し、企業集団を構成する関連会社の存在を示唆している（p. 35）。

<sup>(15)</sup> 川本（2011）は、「エンティティの範囲が利益測定の対象となる財貨のフローの範囲を定める概念だとすれば、関連会社は投資会社のエンティティを構成する」と指摘している（pp. 171-172）。

積する代替案1は、所有者持分の超過回収額をもって企業集団の利益とする資本利益計算の体系と整合しないことになる。

以上の検討を踏まえると、持分法適用関連会社のその他の株主については、企業集団の所有者と解釈することはできないであろう。そのため、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額については、損益取引によって生じたものと解釈し、その影響を損益として処理する方法が支持されることになる<sup>(16)</sup>。ただし、持分変動差額を損益として処理する場合には、当該損益の認識時点が問題となる。具体的には、持分変動差額を時価発行増資が行われた会計期間の損益として処理するか、それとも、これを繰り延べたうえで将来の会計期間の損益として処理するか、すなわち、投資成果の実現時点を巡る問題である。そこで、次節では、このような持分変動差額の認識時点に焦点を充てて検討を行う。

## 4. 持分変動差額の実現

大雄（2013）は、日本基準では、投資の継続・清算という概念に基づいて利益認識のタイミングが判断されており、このような投資の継続・非継続の判断規準として、支配の保持・喪失という観点と持分（equity）の継続・清算という観点の2つの観点があるとしている（p.1）。そして、大雄（2009）は、このような2つの観点から、組織再編会計の基礎にある考え方を検討しており、このような考え方は、「親会社による子会社株式の取得や売却などにも適用できる」と指摘している（p.60）。

ここで、持分法適用関連会社の時価発行増資が行われた場合についても、連結子会社の場合と同様に、投資会社の投資の継続の有無を2つの観点から解釈することができる。1つは、持分法適用関連会社に対する投資会社の投資の性質に着目して、投資の継続・非継続を判断する方法である。もう1つは、持分法適用関連会社の株主、すなわち投資会社と持分法適用関連会社のその他の株主のそれぞれの持分に着目して、投資の継続・非継続を判断する方法である。そこで、以下では、このような2つの観点から持分変動差額の認識時点についての検討を行う。

### 4.1 投資成果の実現の考え方

企業会計審議会から2001年に公表された「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」において、持分とは、持分証券（株式）を通じた企業活動の成果に対する権益ないし請求権のことであるとされている（Ⅲ 2(1)）。企業結合が行われることによって、株主が株式

<sup>(16)</sup> 秋葉（2012, p.31）は、公開草案における持分変動差額の取扱いを示したうえで、資本と利益の区分に関するIASBの議論が混乱していると指摘している。

の転売により入れ替わっても、その証券が表象する権益の実質が失われていないかぎりにおいては、持分は継続しているとみなされる。他方、企業結合によって、持分証券が表象する権益の実質が失われている場合には、持分の継続が断たれているとみなされる<sup>(17)</sup>。そして、持分が継続している結合企業においては、投資活動の継続を擬制し、持分の継続が断たれた企業では、そこで投資家はいったん投資を清算し、改めて当該資産及び負債に対して投資を行い、それを取得企業に現物で出資したとみなされる。このように、株主の有する権益、換言すれば株主の投資の状態に着目して企業の継続性を判断するのが持分の継続・非継続の考え方である<sup>(18)</sup>。

このような考え方に対して、企業の投資の性質に着目して企業結合の会計処理を規定する考え方も存在する。例えば、段階取得が行われた場合の被取得企業の取得原価を企業結合時点の時価とする方法の基礎には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったとみなす考え方が存在する（企業会計基準第 21 号 89 項）。これに対して、企業会計基準委員会から 2007 年に公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」では、段階取得が行われた場合の被取得企業の取得原価を支配を獲得するに至った個々の取引毎の支払対価の合計額とする考え方の基礎には、当初の非支配株主としての投資から、影響力を及ぼすに至る投資、そして支配を獲得することとなる投資といった一連の取得取引が、当該投資先の企業に対する継続した投資であるとみる考え方が存在すると説明されている（70 項）。このような段階取得が行われた場合の 2 つの取得原価の算定方法の基礎には、株主として有する権益ないしは請求権ではなく、専ら投資会社の投資の性質に着目して、投資の継続・非継続を判断する考え方が存在している。

そこで、以下では、このような 2 つの投資の継続・非継続の判断規準に基づき、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた投資会社の持分変動差額の認識時点について検討する。

## 4.2 投資の性質

まず、投資会社を主体として、投資の性質の観点から、持分法適用関連会社に対する投資

(17) ここでいう持分の変質は、絶対的な意味で解釈されるものではない。仮に、持分の変質を絶対的な意味で理解するのであれば、万代（2004）で指摘されているように、これまでの会計学の考え方を根底から覆すことにつながる可能性がある（p. 40）。

(18) 大雄（2009）は、米国における企業結合会計基準の変遷を概観し、SFAS141 号の公表により、それまで支配的であった持分の継続性によって合併の実質を判断する考え方が否定され、企業の支配によって合併の実質をとらえる考え方に変化しているとしている（pp. 52-53）。これに対して、日本基準では、持分プーリング法を廃止した現在においても、このような持分の継続・非継続の考え方を踏襲している（企業会計基準第 21 号 75 項）。

成果の実現時点について検討してみよう。

関連会社は、投資会社が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響<sup>(19)</sup>を与えることができる場合における当該他の企業である（IAS28号3項、企業会計基準16号5項）。そして、投資会社は、このような重要な影響力の行使によるキャッシュフローの獲得を期待して、持分法適用関連会社に対する投資を行っており、このような投資の期待が事実へと転化したとみなせる場合には、投資の成果は確定したものとみなせる。

関連会社に対する投資の期待が事実へと転化したとみなせるケースの1つが持分法適用関連会社株式を売却することによって、投資会社が重要な影響力を喪失する場合である。この場合には、投資会社が関連会社投資において負担していたリスクが消滅することで、当該投資の成果が確定したものとみなすことができる。投資会社は、株式の売却後も投資先企業の残存株式を継続的に保有することもありうるが、そこでの投資の期待は、売却以前のそれとは異なるものになる。そのため、持分法適用関連会社に対する重要な影響力の喪失が生じた場合には、投資企業の投資の性質の変化によって、投資の清算・再投資が擬制されると考えることができる<sup>(20)</sup>。

投資会社が持分法適用関連会社の株式を追加取得すること等によって、投資先に対する支配を獲得し、子会社の範囲に含まれる場合の会計処理については、2つの考え方を想定しよう。1つは、関連会社に対する投資の期待と子会社に対する投資の期待を異質なものとみなす考え方である。前述のように関連会社に対する投資の期待は、重要な影響力の行使によるキャッシュフローの獲得であるが、子会社に対する投資の期待は、投資先企業を支配することによるキャッシュフローの獲得である。このように投資先に対する支配の獲得によって、従前の投資の期待が変化したとみなす場合には、持分法適用関連会社に対する投資が清算され、回収した資金によって子会社に対する投資が行われたと考えることができる<sup>(21)</sup>。

もう1つは、関連会社に対する投資の期待と子会社に対する投資の期待を同質なものとみなす考え方である。支配と重要な影響力は、制度上は異なる概念として区別されているものの、子会社に対する投資も関連会社に対する投資も、株式の保有を通じた間接的な事業投資という点では共通している。このような観点からは、投資先企業の株式の追加取得が行われ、

(19) Nobes (2002) では、「重要な影響力」の概念は、曖昧 (vague) であり、また、重要な影響力の判定における 20% の閾値についても、妥協的かつ現実的な方法であると指摘している (p. 40) が、本稿では、このような重要な影響力の概念上の問題については検討しない。

(20) 公開草案では、投資会社が持分法の使用を中止する場合に残余持分を公正価値で測定したうえで、帳簿価額との差額を純損益として認識することとされている (22 項) が、そのような会計処理の根拠としては、残存持分が金融資産に該当することを挙げており、投資の性質の変化の解釈については明示されていない (BC9)。

(21) このような考え方は、前述の段階取得が行われた場合の制度上の会計処理として採用されているといえる。

当該投資先企業が子会社に該当した場合であっても、従前の投資の期待が変化しておらず、投資先企業に対する投資が継続しているとみることできる。

それでは、持分法適用関連会社の時価発行増資が行われた場合には、投資会社の持分法適用関連会社に対する投資の性質に変化が生じているといえるであろうか。持分法適用関連会社の時価発行増資が行われ、発行株式のすべてが持分法適用関連会社のその他の株主によって引き受けられた場合には、第2節で確認したように、投資会社の持分比率は減少するが、投資会社の持分額は増加する場合も減少する場合ありうる。しかしながら、時価発行増資後においても投資先企業が関連会社である場合には、重要な影響力の行使によってキャッシュフローを獲得するという投資会社の事前の期待に変化は生じていない。このように考えると、持分法適用関連会社の時価発行増資が行われた場合であっても、投資会社の投資は継続しているものとみるほかはない。したがって、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額については、将来の投資の清算時点まで繰り延べられることになる。

### 4.3 持分の継続性

今度は、持分法適用関連会社の持分の観点から検討してみよう。

投資会社と持分法適用関連会社のその他の株主は、それぞれの投資に見合う持分証券の保有を通じて、持分法適用関連会社の活動成果に対する權益ないし請求権を有している。そして、それぞれの証券が表象する權益の実質が失われていない場合には、持分が継続することになる。

持分法適用関連会社に対する投資会社の持分の継続性が断たれるケースとしては、持分法適用関連会社株式の売却がある。投資会社が当該株式を売却した場合には、持分法適用関連会社に対する投下資金を回収し、持分法適用関連会社の活動成果に対する權益ないし請求権を失うことになる。これによって、投資会社の持分は清算され、その持分は持分法適用関連会社のその他の株主が獲得する。そのため、持分法適用関連会社の株主の持分に着目した場合には、持分法適用関連会社株式の一部売却後に投資会社が重要な影響力を保持する場合であっても、投資会社における投資の清算を擬制し、投資成果を確定させることになる。

それでは、持分法適用関連会社の時価発行増資が行われた場合には、投資会社が有している持分の変質が認められるであろうか。持分法適用関連会社の時価発行増資が行われ、その他の株主によって払込が行われた場合、キャッシュインフローが生じるのは持分法適用関連会社であって、投資会社ではない。すなわち、投資会社の持分法適用関連会社に対する投下資金は回収されていない。また、投資会社の保有する持分証券は、持分法適用関連会社の時価発行増資後においても、増資前と同様の權益ないし請求権を有しているといえる。このように考えると、持分法適用関連会社の時価発行増資後においても、投資会社の持分は継続しているといえるため、投資の継続が擬制されることになる。したがって、持分法適用関連会

社の持分の観点に基づく場合であっても、時価発行増資によって生じた持分変動差額については、将来の持分の清算時点まで繰り延べられることになる。

#### 4.4 持分変動差額の繰延

ここまで検討してきたように、投資の性質と持分の継続性のいずれの観点に基づく場合であっても、持分法適用関連会社の時価発行増資の前後において、投資企業の投資は継続していると判断される。そのため、持分変動差額については、時価発行増資が行われた時点ではなく、将来の投資の清算時点において認識すべきといえる。換言すれば、持分変動差額は、その発生時点において未実現利益としての性格を有していると考えることができる。

このような結論は、持分変動差額が投資先の資本取引によって生じることに着目し、これを損益として処理することで業績に含めてしまうと、投資家に対して誤解を与える可能性があるとする公開草案の指摘（BC4）とも整合している。企業会計基準委員会から2009年に公表されている「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」では、「利益剰余金に直接加減する方法は、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の持分の増減額が企業集団の当期の業績とは無関係であるという見方に対応するものであれば、むしろ評価・換算差額等に計上し、子会社ではなくなったときに損益に振り替えられるべき」と指摘されている（脚注13）。このように、持分変動差額を発生時の損益として処理することによって生じる実務感覚との遊離の問題の所在は、実現していない投資成果を認識することに起因しているものとみることが出来る。

## 5. おわりに

本稿では、持分法適用関連会社が時価発行増資を行った場合に生じる投資会社の持分変動差額の取扱いについて、資本と利益の区分、投資の継続・非継続の概念に照らして分析を行った。

第2節では、持分法適用関連会社が時価発行増資を行い、発行株式のすべてを持分法適用関連会社のその他の株主が引き受けた場合を例にして、投資会社の持分変動差額の構成要素を示した。そこでは、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額は、①持分法適用関連会社の資本増加による影響と②持分法適用関連会社の株主間の富の移転による影響の2つの要素から構成されており、これらの要素が持分法適用関連会社のその他の株主との直接的な取引によって生じることになる。そして、公開草案と日本基準では、持分変動差額を資本として処理するのか、損益として処理するのかが相違していた。

第3節では、資本と利益の区分の観点から、持分変動差額の会計処理を検討した。本稿では、資本と利益の区分が要請される根拠は、企業または企業集団の所有者持分の変動によっ



て利益を測定することにあるとし、このような資本利益計算を行うためには、企業の所有者との直接的な取引である資本取引を除外する必要がある。現在の制度会計で採用されている非支配株主を企業集団の所有者と捉える考え方に基づくと、連結子会社の時価発行増資が行われた場合には、持分変動差額を資本処理することが資本利益計算の体系と整合的である。これに対して、持分法適用関連会社については、これを企業集団の構成要素と解釈することは可能であるものの、持分法適用関連会社のその他の株主を企業集団の所有者に含めることは、このような資本利益計算の体系と整合しない。これは、持分法が被投資会社の純資産および損益のうち、投資会社に帰属する部分の変動に着目して、その投資の額を修正していく方法であり、そこには、持分法適用関連会社のその他の株主の持分変動を追跡する視点が含まれていないためである。そのため、持分法適用関連会社のその他の株主については、企業集団の所有者と解釈することはできないと考え、持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額については、損益として処理すべきであると結論づけた。

第4節では、持分変動差額を損益として処理することを前提として、そのような投資成果の認識時点について、投資企業の投資の性質と持分の継続性の観点から検討した。投資会社の持分法適用関連会社への投資は、重要な影響力の行使によるキャッシュフローの獲得を期待している。そして、持分法適用関連会社の時価発行増資の前後において、このような投資の期待は変化していないことから、投資会社の投資は継続しているとみなされる。また、持分の観点からも、持分法適用関連会社の時価発行増資によってキャッシュインフローが生じるのは持分法適用関連会社であり、時価発行増資の前後において投資企業の持分は変質していない。そのため、投資会社の投資は継続しているとみなされる。このように、いずれの観点に基づく場合であっても、持分変動差額の発生時点においては、投資成果が実現していないものと考えられる。そして、このような結論は、これまで指摘されてきた持分変動差額を増資時の損益として処理することによって投資家に誤解を与えるおそれがあるという指摘とも整合的であると考えられる。

持分法適用関連会社の時価発行増資によって生じた持分変動差額については、将来の重要な影響力の喪失時点または持分の清算時点において認識すべきであるというのが、本稿における結論である。今日の制度会計を前提とすれば、持分変動差額をOCIに計上して繰延べることになる。

ただし、持分変動差額をOCI項目として取扱うべきと安易に結論づけることはできない。近年の基準設定の議論においては、OCI項目が増加していくことに否定的な主張が見られ、また、OCIの位置づけ自体についても、統一的な見解が示されているわけではない。

例えば、ASBJショート・ペーパー・シリーズ第1号「OCIは不要か？」では、OCIは、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定値と企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定値が異なる場合に使用される「連結環」であるとされている(6項)。

OCIをこのような「連結環」として捉える場合に、持分変動差額がこのような性質を満たしているのかは明らかではない。関連会社に対する投資の性質を事業投資とみなし、このような投資成果を捉えるために持分法を適用することには、一定の意義を認めることができるであろう。他方、財政状態の報告の観点から目的適合性を有する情報が持分法による評価額であるといわれるとかなりの違和感がある。斎藤（2013）が「持分法も原価評価ではないというだけで、時価評価とはおよそ無縁な方法」（p. 161）と指摘しているように、持分法による評価額は、通常は投資の価値と一致しないし、評価時点における投資対象の清算価値を示しているわけでもない。持分法による評価額は、持分法適用関連会社に対する投資成果の累積額であり、持分法という会計処理は、財務業績の報告の観点から要請されているとみられることもできる。このように考えると、持分変動差額については、「連結環」としてのOCIの性質を備えていないことになってしまう。したがって、被投資企業の純資産のうち投資企業の持分と投資額を一致させるという持分法の定義を与件とすると、持分変動差額を繰延べるべきであるということは主張できても、それをOCI項目として計上すべきというためには慎重な検討が必要となる。

以上の点については、今後の検討課題としたい。

#### 【参考文献】

- Baxter G. C. and J. C. Spinney. 1975. *A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory*. CA Magazine, Jan, pp. 31-36.
- Christopher Nobes. 2002. *An Analysis of the International Development of the Equity Method*. ABACUS, Vol38, No. 1, pp. 16-45.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2014. EFRAG Short Discussion Series: *The Equity Method: A Measurement Basis Or One-Line Consolidation?*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2015. *Accounting Standards Codification*.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2010. *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- . 2011. International Accounting Standards (IAS) No. 28, *Investments in Associates and Joint Ventures*.
- . 2012. Exposure Draft, *Equity Method: Share of Other Net Asset Changes*.
- . 2012. International Financial Reporting Standards (IFRS) No. 10, *Consolidated Financial Statements*.
- . 2013. Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- Korean Accounting Standards Board (KASB). 2014. Research Report No. 35: *The Equity Method*.
- M. Moonitz. 1951. *The Entity Theory of Consolidated Statements*. The Foundation Press, Inc. (白鳥庄之助訳。1964. 『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館出版。)
- 秋葉賢一. 2012. 「IFRSと持分変動差額—IFRSにおける資本と利益の区分の混迷—」『週間経営財務』No. 3094: 28-31.
- 飯野利夫. 1993. 『財務会計論〔三訂版〕』中央経済社。
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計—資産の評価と利益の認識』中央経済社。
- . 2013. 「資産の売却・分配の会計—基本概念の再検討—」『横浜国際社会科学研究所』18(3)号: 1-11.

- 加古宜士. 2006. 『財務会計概論〔第6版〕』中央経済社.
- 川村義則. 2004. 「負債と資本の区分表示と資本利益計算」『企業と法創造』1(3)号: 141-147.
- 川本淳. 2011. 「エンティティと持分」齊藤静樹・徳賀芳弘編著. 『体系現代会計学〔第1巻〕企業会計の基礎概念』中央経済社: 165-195.
- 企業会計基準委員会. 2006. 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」.
- . 2007. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」.
- . 2008. 企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」.
- . 2009. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」.
- . 2013. 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」.
- . 2013. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- . 2013. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- . 2014. ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第1号「OCIは不要か?」.
- 企業会計審議会. 2001. 「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社.
- 醍醐聰. 1995. 「連結会計上の資本と利益—子会社増資の場合—」醍醐聰編著. 『連結会計—体系と実態—』同文館出版会: 41-62.
- 高須敦夫. 1995. 「連結財務諸表の目的—アメリカ、日本、ドイツの比較・検討—」醍醐聰編著. 『連結会計—体系と実態—』同文館出版会: 3-20.
- 辻山栄子. 2011. 「資本と利益」齊藤静樹・徳賀芳弘編著. 『体系現代会計学〔第1巻〕企業会計の基礎概念』中央経済社: 25-69.
- 中島省吾. 1986. 「株式の貸借対照評価額」『会計』129(4): 471-481.
- 中村忠, 小宮山賢. 1998. 『対談・新連結会計入門』税務経理協会.
- 日本公認会計士協会. 2014. 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」.
- 万代勝信. 2004. 「取得と持分の結合の識別」齊藤静樹編著. 『逐条解説 企業結合会計基準』中央経済社: 33-52.
- 古川正行. 1978. 「連結諸表を監査して—連結財務情報の問題点(連結開示制度はこれでよいか—第1回の連結財表開示の実績を分析する)」『企業会計』30(11): 1570-1573.